人間文化研究機構地域研究推進事業
「現代インド地域研究」

RINDAS
The Center for the Study of Contemporary India, Ryukoku University
龍谷大学現代インド研究センター

RINDAS 伝統思想シリーズ 3

ダルマの伝統とイギリス植民地統治の「法」の出会い

井狩 彌介

龍谷大学
Ryukoku University

龍谷大学人間・科学・宗教総合研究センター・現代インド研究センター
The Center for the Study of Contemporary India, Ryukoku University

研究テーマ：「現代政治に活きるインド思想の伝統」

The Living Tradition of Indian Philosophy in Contemporary India

現代インドのイメージは、かつての「停滞と貧困のインド」、「悠久のインド」から、「発展するインド」へと様変わりした。激変する経済状況を支えたのは、相対的に安定したインドの「民主主義」政治である。興味深いことに、現代政治・経済を支える人々の行動規範や道徳観の根底には、「民主主義」などと並んで、サティヤ（真実／真理）、ダルマ（道徳性／義務）、アヒンサー（非暴力）など、長い歴史に培われてきたインドの思想やその世界観が横たわっている。

本プロジェクトでは、龍谷大学が創立以来 370 年に渡って蓄積してきた仏教を中心としたインド思想研究に関する知識と史資料を活かし、近年本学において活発化している現代インド研究を結合させる。「現代政治に活きるインド思想の伝統」というテーマにもとづき、下記のように二つの研究ユニットを設けて現代インド地域研究を推進し、プロジェクト活動を通じて、次世代を担う若手研究者の育成を図っていく。

研究ユニット 1「現代インドの政治経済と思想」

研究ユニット 2「現代インドの社会運動における越境」

RINDAS 伝統思想シリーズ 3

ダルマの伝統とイギリス植民地統治の「法」の出会い

井　狩　彌　介

ダルマの伝統とイギリス植民地統治の「法」の出会い

井　狩　彌　介

桂紹隆： 先日は、葛西先生のウィリアム・ジョーンズに関するご講演のあと、随分長く議論をしたのですが、本日は井狩先生からダルマに関して特にその近現代的あり方についてお話していただきます。講義のあとに、またご意見、ご感想をお聞きしたいと思っています。それでは井狩先生、お願いします。

井狩彌介： ダルマをめぐる話題が最終回になりました。これまでに、最古のダルマスートラ、ついで『マヌ法典』を中心としたダルマシャーストラにおけるダルマ概念を取り上げて、ダルマ概念の広がりとその中核にある変わらない側面を紹介しました。今日は、近代のところを扱います。イギリス植民地行政のなかで伝統的なダルマ概念がどのように受け取られたか、その結果、なにが起こらざるを得なかったかということを考えてみたいと思います。

はじめに、私が近現代の問題にも関心を持つようになった経緯を少し触れさせて頂きます。私は古代インド文献の始まりであるヴェーダを勉強し、その関係で現在の写本伝承に興味をもち、ヴェーダの伝承と写本を多く残している南インドをフィールドとしてきました。そのあいだに現在のインドの社会、文化に触れることが多く、そこで古いインド古典文献から読み取ってきたことと現在のインドの文化状況とを対照して考える機会に恵まれてきました。言い方を変えますと、古典インド文献に表現されている社会や文化の基本性格は現在のインドのどこに結びつき、あるいはどこで断絶があるのだろうかということをあらためて考え直すいくつかの状況があったわけです。ですから、わたしの今日のお話は「講義」ではなく、どちらかといえばこのような私の頭のなかで組み立ててみた「問題提起」のひとつになります。私が気になっているいくつかの問題点を提出して、みなさんがそれぞれの専門からお持ちの問題点とつきあわせて、なにかインド文化、インド文明についてのさまざまな視点を引き出したい、問題点を引き出したいということがお話の眼目になります。

わたしの関心としては、これまでと同じくダルマが主題なのですが、わたしの専門外の事柄が多分に関わってきまして、あるいは的外れな認識が混じっているかも知れないことをお断りしなければなりません。

それにもかかわらず、あえてこの問題をとりあげるのは、ダルマの概念が長いインドの歴史の中でどう扱われてきたか、大きな時間枠のなかでインド人のダルマ認識のなかでなにが変わらないでありつづけてきたのか、また、なにが大きく変化したのかという問題をいちど大枠で整理しておきたいと思っていたからです。

古代インドから続いてきたダルマの伝統というものが、歴史のうえで外国勢力により大きなインパクトを受けた二つの出来事があります。ひとつはイスラーム勢力の南アジアへの進出の結果、16 世紀に成立したムガール帝国はその最大版図がインド亜大陸のほぼ半ば以上を支配するという状況がありました。そのムスリム支配との出会いの中で、伝統的なヒンドゥーはどういう位置を持っていたのかという

ことにひとつの問題があるわけです。

もうひとつは、その後にやってきたヨーロッパ諸勢力のアジアへの進出ということです。イギリスは東インド会社を通じて、インド亜大陸に交易の焦点を据えて進出を続けました。

1757年のプラッシーの戦いの勝利をきっかけにして、他の植民地勢力、特にフランスとの競合の中でイギリス東インド会社は東インド地域において勢力を確立します。その後、1765年にムガール帝国から東インド、すなわちビハール、ベンガル、オリッサの一部の地域の徴税権をムガール帝国から任されるという事件が起こります。徴税権をもつということは、要するにその地域から税金を取り立てることをやっていかなければならないわけですから、実質的にその地域での支配権力としての行政というものを、彼らは必然的に始めることになってしまうわけです。交易の資金をインド内部で調達できたということ、そして一定地域の実効支配を開始したということで、これがイギリスの植民地支配の始まりだと位置づけられています。その中で、東インド会社は自分が支配した地域の行政と、それから司法も行っていくという立場になったわけです。司法といってもさまざまなケースがあるわけで、彼らは東インド会社の社員たちのあいだの紛争だけではなく、現地のインド人たちと東インド会社との紛争、それからインド人たちの間の紛争も処理しなければならない。とりわけ、現地のインド人の場合には、ヒンドゥーにせよムスリムにせよ、いずれも長い文化伝統をもつわけで彼ら自身の紛争解決法を考慮に入れなければならない。そこで、これまでインドに行われていた法のあり方とどのように関わっていくかということが重要な問題になってきます。それが今日のタイトルになります。ヒンドゥーのダルマの伝統とイギリス植民地統治の出会いの問題です。

新しいイギリスの支配者は、それまでインドの中で行われていた伝統、一方はムスリムの法、もうひとつはヒンドゥーの法に出会うわけですが、その中でイギリスの東インド会社がどのような対処をしてきたかを象徴的に示す三人のイギリス人官僚を中心にして話を進めたいと思います。今日の話の焦点になるのは、イギリス人がインドに入って来て、インドの行われている伝統的な法というものをどのように理解したか。それは正しい理解だったのか。それとも誤解があったのかということです。

まず、なんといっても重要な人物はウォーレン・ヘースティングズ（Warren Hastings）です。彼は東インド会社の社員としてやって来たわけです。東インド会社が徴税権を獲得した中心地のベンガル地域の総督となったのが1772年ですが、彼がベンガル地方に赴任したのはもうちょっと前です。彼がその後に総督として行った行政の視点を考えるときに一番重要なことは、彼が総督になる前に、このベンガルの北方の小王国（実際には王国というのはムガール帝国の一地方支配者でしたが）に居たことです。彼はその小王国の顧問として長く土地の人々と付き合い、実際にそこでどういうふうに行政が行われていくかということを実地に体験して知っていたのです。つまり、実地経験の期間が長かったということが、その後の彼の行政の視点を定めるに至った大きな核心だったろうと思われます。

彼が総督になって、1772年8月に「法行政の指針」（Plans for the Administration of justice）を打ち出します。そこでは、彼は土着の法体系というものが存在して機能していることをはっきりと認識していました。すなわち、ヒンドゥーにはヒンドゥーの法体系があり、いっぽうムスリムには彼ら独自の法体系があるということを判っていたわけです。彼は東インド会社の社員ではありますけれども、この地を統治していくためには、在地の人々の生活、文化というものを尊重していく仕方でなければうまくいかないだろうということを認識して、そこで行政の総責任者である総督として、実際に法行政を行っていく方針をここで打ち出すわけです。そこで重要なことは、ヘースティングズが、ダルマシャーストラの伝承の存在をよく認識していたことです。現地での紛争事件に適用して解決するための典拠として、彼はダルマシャーストラを見ていたのです。

ただここで問題にすべきことがあります。それは彼がダルマシャーストラなるものを、ある意味でもう確立している実定法、書かれた法、つまり法律として受け取っていたわけです。我々が法という場合に普通に理解するような成文法としての法律書をイメージしますが、そういった世界の多くの他地域における成文法と同じようなものとして、インドのダルマシャーストラというものを彼は理解したのです。ダルマシャーストラの尊重は、そこに記される現地の人々の生活、慣習、宗教というものを尊重することだと彼は考えます。心の中ではインドよりもイギリスの方がずっと優れた体系を持っているのだと、彼は思っていたようですが、たとえば上から網を被せるように、イギリスの法をインドに適用しても、インド支配はうまくいかないんだと、そういう認識の下でインドの法体系というものを使って司法行政をやろうとしたわけです。

彼が打ち出したダルマの主題リストというものが、その法行政の指針の中に出て来ます。ここで扱うのは、法律の全ての側面ではなくて、言わば民法の一部の問題、相続、婚姻、カーストの内部の問題、その他の宗教慣習というものをリストとして打ち出したわけです。この主題リストというのは、彼が現地の宗教慣習を尊重するという立場から打ち出されたのですが、このリストそのものが、実を言うと 18 世紀のイギリスの教会法のリストととてもよく似ているのです。教会法のリストというのは、要するに死者の財産をどうするかという、相続にあたる問題、それから結婚の問題、カースト制度はありませんけれども、その他、宗教の施設というものをどう処理するかという問題が含まれるわけです。この教会法のリストというのがダルマの主題リストとよく似ている。ただ、そのイギリスの 18 世紀の教会法をちゃんと調べておりませんので、細かい問題について、どう処理したのかについての詳細は私は判りません。このリスト自体が非常によく似ている。おそらく、ヘースティングズの頭にあったのは、教会、つまり宗教的な事柄ということから、このダルマシャーストラの主題リストというものを発想したという、一種のアナロジーで考えたのではないだろうかと思います。つまりそれほどに、現地の宗教文化というものを彼はないがしろにしてはいけないという発想を持っていたということであろうと思うのです。

ヘースティングズが実際に発足させた法廷組織を見ましょう。資料一枚目（巻末参照）の Warren Hastings の項を見て下さい。ベンガル地域のイギリス東インド会社による現地行政で一番重要な立場にいるのは Collector です。Collector というのは徴税責任者の意味ですが、実際には徴税する単位の地域の行政と司法と、両方の責任者が Collector です。ですから、税を徴収することに関わる執行の問題すべては最終的に彼の責任になります。さらに、彼はその支配地域で起こる紛争事件を裁く法廷の最終責任者でもあります。Collector は法廷に出ますが、法廷は二つの大きなセクションに分かれます。一つは Dewani 法廷。もう一つは Faujdari 法廷で、一方が民事訴訟、一方が刑法の領域を扱うと理解してよいでしょう。民事訴訟の方の Dewani 法廷では、ヒンドゥー法とムスリム法との両方を扱う。つまり在地のヒンドゥーとムスリムのそれぞれの係争事件を扱う。伝統的な仕方と同じように告訴者側から証言を取って、証言供述書というものを作成し、それから対峙する両方の裁判当事者から文書の証拠を提出させて、それで判断するというのが司法のやり方、刑事訴訟、民事訴訟のやり方なのです。訴訟手続きそのものは伝統的なヒンドゥーのダルマ文献に規定されるものの延長の上にあると思われます。

もう一つ大事なことは、裁判官自身はイギリス人でありますから、基本的には彼らは現地の事情についてそれほど詳しいわけではない。そこでインド人の専門家を事務官として助手を置く。これが Dewan という助手です。そしてその下に事務官としてのパンディットと Maulavi が付きます。パンディットとはヒンドゥー法典とその解釈を心得ているヒンドゥーの土着の識者です。Maulavi はこれと並ぶような、ムスリムの方の識者です。実際の法廷の進め方については、これらの事務官、パンディットと Maulavi たちが、実際の法廷の訴訟進行を見ていきながら、そこに適用される法を、自分たちの知って

いる伝統的な法体系、それぞれヒンドゥーとムスリムの法体系に照らして発見していきます。ですから、現地の慣習、あるいは現地の法のあり方、伝統的な法のあり方というものをよく熟知しているような識者、専門家が非常に重要な役割をこの法廷で果たすことになるわけです。一方、刑法の場合は、これはむしろムスリム法というものをムガール帝国時代と同じように適用していくようです。

そこで、先ほど申しましたように、ヘースティングズとその部下達というのは、たとえばヒンドゥーの伝統的な法体系というのは、これは成文法であると考えていました。複雑に見える伝統法体系を法廷で使える法令集として一回きちんとまとめておき、法廷に立つイギリス人裁判官に役立つような参照法令集のようなものを作ろうという計画を立てました。そこでパンディット 11 人を集めて、彼らがよく知っているシャーストラ文献、どれが重要かというのは彼らに任せるわけですけども、そういうものから一つの体系ある法典編纂を行おうと試みます。そのオリジナルは、ダルマシャーストラと同様に古典語のサンスクリットで作られるわけです。編纂された法典の名前が『ヴィヴァーダアルナヴァセートゥ』（紛争の大海を渡る足掛り、というほどの意味）です。そういうものを作ってそれを英訳させる。ペルシャ語訳も作られたようです。英訳されたものが “A Code of Gentoo Laws”、別名が ”Ordinations of the Pundits” です。Gentoo というのは今ではほとんど使いませんけれども、要するにヒンドゥーのことです。ポルトガル語のヒンドゥーを表す言葉をそのまま使ったようです。その当時、ヒンドゥーという言葉はまだそれほど普遍的に使われている言葉ではなかったのかも知れません。要するに、「パンディットの法令」という名前のヒンドゥー法典を新しく編纂したのです。

法廷を裁量する裁判官となるのはイギリス人ですが、彼らはサンスクリットを熟知しているわけではないわけですから、裁定の参考にする法令集は主に英語版を使っていくわけですね。この Halhead 訳の英語版は東インド会社の法廷で 19 世紀始めまでよく使われたということです。要するに、法廷で民事訴訟を扱っていくイギリス人判事のためのヒンドゥー法集成です。もちろんこれは東インド会社がインド社会を効果的に支配していくという目的に役立てるための現地知識集成プロジェクト、これは法律だけに限られません。そういう大プロジェクトの一環として、土着の制度を適用していくための法集成をやったわけです。内容は各種の有名なヒンドゥー法典類と現地でよく使われていた注釈類からの抜粋で構成されています。また、ヨーロッパではこの Halhead の英語訳が広く読まれて、インドの伝統的な慣習というものを理解するための必須のハンドブックとして重宝されたようです。

この新しい法典集成なるものは、実を言うと、インドで中世以来作られてきた Nibandha というジャンルの文献の体裁を取っている。Nibandha とは、法典内容を主題別に分けて、その主題ごとにそれぞれの法典テクストからの引用を列記した体裁を取る文献類です。この種の文献は、伝統的なヒンドゥー法典を実際の法裁定の運営の上で用いるための便利な実用法令集として使われたのだろうと思いますが、それと同じ種類のものを新しく作らせたことになります。

土着のインドのインテリ達が持つ伝統的な法の知識を利用しながらイギリス人が実際の法廷運営をしていくという、そういうシステムがここで出来上がりました。この法令集成『ヴィヴァーダールナヴァセートゥ』を作った目的は、要するにこの時点で実際に適用できるような成文法を作るということだったわけです。ですから、理念的には、以後のイギリス人裁判官の法廷では、これを準用していけば法廷運営がスムーズに進むはずだと、そういう想定の下でこういう新しい文献が作られたわけです。ところがしかし、実際にはそうはいかなかった。この成文法典が法廷の実務で広く使われることにはならず、実際には、イギリスで行われているような、具体的な事件の判例の積み重ねのシステム、判例システムというのが実際には確立されていくという、当初のヘースティングズ総督が意欲的に導入しようとした法廷運営のシステムが軌道に乗ることなく、ねじまげられるという状況になってしまったのです。

その過程で何が起こったのでしょうか。土着の法知識に通じたパンディットなどの知識階級を法廷事務官として起用し、彼らの助力のもとにイギリス人判事が訴訟審理を進めるシステムのなかで、東インド会社の法行政の当事者たちが、この訴訟事件の裁決を導く「法」の発見にあたった、パンディットといわれる現地の法識者、学者達が提示してくる法の解決の仕方が気に入らないという事態が生じてしまった。そこに大問題があるわけです。イギリス人の目から見ると、パンディットの打ち出してくる裁決案がどうも恣意的だという印象がある。同じタイプの紛争であるはずなのに、彼らが出してくる裁決の構成は毎回違うじゃないか。そこには一貫性がない。イギリス人にとって法の安定性というのは非常に重要なわけです。同種の紛争には同種の解決が導かれて然るべきであろう。にも拘らず、実際に法廷で彼らが出してくる結論は、イギリス人の目から見るととても恣意的である。これでは司法というものを支える法の安定性と法に対する信頼というものが損なわれるのではないか。こう考えたようです。

私の思うところでは、この考え方の違い、実際に法を適用していくパンディットたちの法に対する考え方と、イギリス人の裁判官たちの法というものはどうあるべきかについての考え方が違う。それは視点を変えていえば、インドの伝統的な法、ヒンドゥーの場合で言えば、ダルマシャーストラというものをどう理解するのかという問題と重なります。先ほど、イギリス人はダルマシャーストラというものは成文法だと考えたと申しました。ヨーロッパではローマ法の伝統があり、大陸では成文法でやっているわけです。そういう成文法と同じものだと思ったところにひとつの問題があるように思いました。この問題は、もうちょっと後にもう一度触れます。

いずれにしても、ウォーレン・ヘースティングズの提示した法行政の指針に基づいてインドで東インド会社が主宰する法廷の構成というものができたわけです。その後に登場しますのが、ベンガルに裁判官として赴任したウィリアム・ジョーンズです。この人は、大教養人であって、サンスクリット、アラビア語、ペルシャ語も修め、ヨーロッパの古典についての教養が非常にある。ローマ法や慣例法にも通暁した法学者であったわけです。彼がインドにやって来た動機について、葛西先生は、「彼の意図は一つは金儲けだった」というふうにおっしゃっていましたが、彼は、カルカッタのいわゆる上級審（Crown Court）に赴任したのが 1783 年。ついでに申しますと、Asiatic Society of Bengal を 1784 年に作り、1786 年に「サンスクリットの発見」と言われる講演で、彼は、インド古典語のサンスクリットがヨーロッパ古典語のギリシャ語、ラテン語と同系統であるという見通しを示し、ヨーロッパの教養人に大きな衝撃を与えました。彼はインドでの判事就任後にサンスクリットを勉強したようです。ヘースティングズ総督が打ち立てた法廷システムがすでに発足していて、そこに判事として赴任したわけです。

司法行政については、このウィリアム・ジョーンズはヘースティングズと基本的に同じ見解を持っていました。要するに、長い歴史をもつインド文明にはダルマシャーストラの学問伝統があり、これは成文法の体系として確立していたというものです。ヘースティングズと同様に、ウィリアム・ジョーンズもインドの法にイギリス法を上からかぶせて用いるべきではないと考えていました。イギリス法の方が優れていることは確かなのだけれども、インドの中にそれを持ち込むべきではないだろう、現地においては、すでに確立しているインドの法を用いることがベストなのだと、こう考えたのです。ところが、実際の判事経験のなかで、現地の事務官の現状はかなり堕落した質のものに落ちてしまっているという現状認識を持つようになります。パンディットたちが判決案に到るまでにどのような経過で判断するかということについても、先ほど申したのと似た印象を持っていて、彼らに「怪しげなパンディット」という評価を下しています。インド赴任後に学んだサンスクリット古典の知識に基づいて、本来あるべきヒンドゥー法がどうも歪められてしまっているのではないかと彼は思ったようです。先ほど言いましたように、法学者としての経歴を積んできた彼にとって、イギリスの法のあり方というものがもう頭に染みつ

いているわけですから、その目から見ると、この一貫性がない、法の安定性を損なうようなパンディットのやり方はおかしいと疑いをもつようになった。それにも拘らず、インドの法というのは本来は素晴しいもののはずなのだ。つまり、ダルマシャーストラの優れた学術伝統があるにも拘らず、現状のパンディットの解釈、知識というものは非常に堕落しているのだと思われる。そういった観点から、過去にあった伝統の本来の姿を再建して確立することが大事なのだと、こうウィリアム・ジョーンズは考えたわけです。そこでイギリス東インド会社の経済援助を得て、ひとつのプロジェクトを新たに立ち上げた。ヒンドゥー法とイスラーム法の完全な要訳集。形の上では彼がベンガルに赴任する以前にヘースティングズが作らせた法令集成と似たものなのですが、それよりもっとしっかりした、実用的に参照しやすいテクストを作ろうという意図がありました。たとえば、内容構成では、法項目の整理された内容見出しを挙げた上で、そこに原テクストを入れ、英訳を並べ、かつ、原テクストへの有力な注釈をその後ろに付加するという体裁が取られていて、非常にわかりやすい、使いやすい構成になっている。ウィリアム・ジョーンズはこういった書物の編纂、監修を進めました。原テクストはサンスクリットで書かれていますが、英訳を彼自身が担当しています。サンスクリットの内容をムスリムたちも理解できるようにアラビア語訳も入っている。そういうものが 1794 年に完成するのですが、実はその英訳作業中にウィリアム・ジョーンズは死んでしまいます。中断した作業をコールブルック（Henry Thomas Colebrooke）が引き継いで、1797 年に出版されました。

これもインドの法廷において長くよく使われたようです。現代に至るまでのインドの法行政を扱う専門家には、そのまま引くかどうかは別として、彼らが何かを調べる時の非常に大きな手掛かりとなる、そういう参考書を作ったのです。ただ、インドのダルマシャーストラに対する彼らの見方というものは基本的に共通です。つまり伝統的なダルマシャーストラというのは一種の成文法であるという考えです。成文法というのは、要するに確立した政治の支配者・統治者があって、その統治者が法を作り、かつ法行政を行っていく。そういった成文法であると考えていたのです。

コールブルックという人物は、インド文献学史のダルマの分野で最初に大きな仕事をした人です。「インド法研究の父」という敬称が付けられるような大きな存在です。父はイギリス東インド会社の重役で、東インド会社の運営にかなり力があった人のようです。その息子である彼は、若い頃にヨーロッパの古典教養をしっかり身に付けていたのですが、親父さんの引きがあったのでしょうか、来印前にイギリスでもうすでに東インド会社の社員になっていました。1782 年にカルカッタの東インド会社に着任します。

最初は言わば、会社の法務、税の徴収に関係するような財務担当をやっていましたが、1794 年にウィリアム・ジョーンズのプロジェクトで法典の英訳を引き継いだあと、ずっと法務に専任しています。カルカッタ最高裁の筆頭判事になったのが 1805 年で、1807 年には総督の評議会メンバー、言わば東インド会社の社員としては最高の立場まで出世した人です。

彼は引退して、Royal Astronomical Society、イギリスで Royal Asiatic Society の創立にも参加して、古典インド研究に大きな足跡を残した人です。彼が最初にインドに惹かれたのはインド数学への興味でした。当時、南インドのケーララ、タミルナードゥーに優れた土着数学の伝統があり、ヨーロッパに匹敵するような業績を挙げていた。そういう成果の情報が現地にいた宣教師からヨーロッパの方に随分入っていったようです。彼はそもそもヨーロッパのギリシャ・ラテンの古典と共に数学に非常に関心が強かった人でした。先ずそのインドの数学を勉強しに行くつもりで、東インド会社の社員になったというのが出発です。ですから彼はウィリアム・ジョーンズと違って、いわゆるイギリスの common law とか、それから大陸の Roman Law（ローマ法）、そういうもののトレーニングは受けていませんでした。

欧米法のトレーニングを受けていなかったことが、彼がインドの法を見る時にある意味での色眼鏡、偏見を通して見ることがなかったということになるのでしょう。いずれにしても判事として、ビハール州のミルザプール（Mirzapur）に赴任して、そこから本格的にインド法の勉強を始めていくわけです。同時に、近くのベナレス、今のワーラーナシーに東インド会社が作った Banaras Hindu College に通いました。ベナレスというのは非常に優れたインド伝統学問のパンディットがたくさんいる所なのですが、パンディットと付き合いながら、非常に幅広く、ヒンドゥー法、宗教、文学、芸術、諸科学などのサンスクリット資料を蒐集して勉強したわけです。彼のインドについての著作が、二巻本として出版されていますけども、非常に多くのジャンルに亘って彼は研究を出しています。

インド法典の研究において、コールブルックはヘースティングズやウィリアム・ジョーンズとは違った理解をしていたようです。つまりダルマシャーストラというのは彼らが見るような実体法、つまり成文法、法規範であるというよりはむしろ「訴訟法」に近いものではないか。つまり法廷においてどのようにして原告と被告が弁論するのか、その弁論技術。それから証拠はどういうふうにして吟味されるのか。今でいう民事訴訟法にあたるものでしょう、その性格の方の理解に傾いています。

それからもう一つ、インド伝統法学の重要な特徴を彼は気づいていました。インドの伝統的なダルマ（法）理解において重要なのは、ダルマ（法）の解釈においてインド哲学の一派でありますミーマーンサー学の解釈技術が適用されるということです。ミーマーンサー学というのは、要するにヴェーダの文章の解釈学です。権威あるヴェーダのテクストそのものの文章を解釈していき、そこから後の、いわゆるスムリティという二次的な文献の内容がどの程度に原典の考え方に近いかということを論理的に導き出す技術です。そういう解釈技術を洗練させたのがミーマーンサー学派です。この解釈技術は、実は、伝統的なダルマシャーストラの法典原文の理解においてパンディットたちがよく利用した、いわば一種の文献解釈学です。法典の注釈に出てくる議論の方法がこのインドの文献解釈学に密接に結び付いていることを、コールブルックはよく理解していた。つまり、法典からどのようにして現実の解釈が引き出していかれるかというその過程、インド人の解釈技術というものを、彼はパンディット達との付き合いの中で的確に理解したようです。

彼が打ち出した新しい見解というのは、インド各地にはそれぞれ異なった法学派があるという想定です。それぞれの地域、例えばベンガル、ビハール、あるいは西インド、南インドというところで、それぞれ一つの法典から違った解釈が打ち出されているということに着目をして、それぞれの地域には違った「法学派」があったというふうに彼は想定したのです。実際に法学派とまで言ってしまうのは、ちょっと行き過ぎだとは思うのですけども、地域によって違った傾向の解釈というものが打ち出され、それが地域で権威とされて、これに倣った法注釈が作られ続けていくということは確かではあります。そういう法学派を想定した上で、彼はいわゆる民法のジャンルのなかの相続法を研究して、二つの学派があるとする。ダーヤバーガ（Dāyabhāga）学派とミタークシャラー（Mitākṣarā）学派です。前者はベンガル地域、後者は、さらにベナレス学派とミティラー学派、マハーラーシュトラ、ドラヴィダというふうに分かれると想定したのです。その想定のモデルは、おそらくイスラーム法におけるスンニ派とシーア派の違い、そしてそれぞれがまた分かれていくという、そういう分かれ方にヒントを得て、こういうものを打ち出したのだろうといわれています。

実際にはこの法学派なるものの実態はそれほど確固としたものではないのです。けれども、彼はそういった多様な法解釈のあり方がインド各地で異なった歴史と文化の産物であるというふうに考えて、この二つの学派のテクストというものを翻訳して、東インド会社の法廷で使われるようにしようとしました。それが出版されたのは 1810 年。これは非常によくできた翻訳です。ですが、いろいろ欠点はあって、原典の解釈誤りも当然ないわけではありません。例えば渡瀬信之さんが、コールブルックの翻訳に

誤りがあるにも拘らず、その解釈がインドの法廷でそのまま用い続けられたという興味深い論文を出されています。面白いことは、そういった権威あるとみられる翻訳が出て来ると、後のイギリス人裁判官は無批判に依存します。彼ら自身のサンスクリット知識がおそらく十分でないこともあるわけですけども、こういうよくできた翻訳に倣って実際の法解釈を打ち出していくようになります。そういう点では、ここに紹介した三つのテクストはそれぞれに、後代のイギリス人判事、現代のインド人判事にとっての大事な法技術の参考書、法を、実際の裁定を打ち出していく時の非常に重要な参考書としてずっと使われ続けてきたものなのです。

インドにおける法廷運営に大きな変化が起こったことを指摘しておかねばなりません。十九世紀後半の時期になると、裁判官の補助をする事務官グループ、インド人知識人のパンディット、或いはムスリムの方のマウラヴィといった専門家、伝統の専門知識を持っている人の助言というものが段々と信用されなくなってきて、ついには、1864 年には彼らを法の裁定には参加させなくなる。つまり事務官として正式には使わなくなるのです。つまりインド土着の専門家というものは、それ以後直接には使われなくなる。これは一方では、ウィリアム・ジョーンズやヘースティングズの思惑とは違って、実定法としてダルマシャーストラがそのままの形では使われなくなって、むしろ、判例法、イギリスのコモン・ローの、先例に従う法のやり方というのが裁定を行う時の基本方向になってゆきます。一方からいくと、この辺りの時点で、すでに裁決の先例が十分に蓄積されたとも考えられます。いずれにせよ、現地の専門家の意見はもう直接には参照されなくなってしまう。いっぽう使われ続けるのが、イギリス人のプロジェクトで編纂作成された法令集、翻訳集です。これらの引用の元にあるのはパンディットたちが参照していたダルマシャーストラやその注釈書なのですが、不思議にもこういう原点に戻るのではなくて、その翻訳が、後のイギリス人判事にとって重要な裁定を打ち出すネタになってしまっているわけです。たとえ翻訳の間違いがあろうとも、そこは厳密にチェックされずにそのまま踏襲していくわけです。

そこでちょっと余談になるのですけど、判例のなかでダルマシャーストラからの引用が行われることが結構多くあるのですが、そのことにちょっと触れておきます。先例法、つまり同種の事件があれば、確立している先例に倣って裁定を行っていくという裁決の仕方が法廷でずっと辿られてゆく。イギリス植民地期だけではなくて、インドの独立以降も引き続き現在に至るまで、インド人判事は先例法に基づく裁決を行っている。興味深いことは、そういった判決文の中にサンスクリットのダルマシャーストラ、ダルマシャーストラだけではなくて、最古の文献リグヴェーダに始まるインドの様々なジャンルのテクストが引用されています。先例に倣って判決を定めてゆく、その手続き自体は一貫しているのですが、その判決を補強するために、裁判官は、インド人判事の場合が多いのですが、インド古典からの引用を行うことがあります。これは人によるので、そのような古典引用が必要だというわけではありません。判決の実質内容とは必ずしもかかわらないので、あるいは当該の判事の教養によるのかも知れません。必ずそういうものがあるというわけではないのです。ともあれ、係争事件の判決に関係あると思われるダルマシャーストラの文章をいくつも引用する。興味深い判例をいくつか読んだのですが、その判例に使われている、判決を支持するためのサンスクリットのダルマシャーストラの文章。時にはダルマシャーストラではなくて、大詩人のカーリダーサの詩句まで引いている。時にはリグヴェーダの一節が引いてある。そういったサンスクリットのインド古典の引用の判決文のなかの納まり具合がわれわれインドの文献を扱っている者にはあまりよくない。そのコンテクストにこの文章を引くのはちょっとまずいんじゃないの、というところがある。正当に判決趣旨を支持しているとは思われない文章の引用もある。或いはダルマシャーストラの一節を引用しても、「本来の解釈からはちょっとずれてるんじゃない

か、違うんじゃないか」と思われる場合が結構あるのです。我々のように司法の素人が見ても、しっくりこない、時に場違いと思われるような古典テクストの引用が判決文にちりばめられている。

これは現代のインドの最高裁の法廷でも時にみられます。私が見たのは1980年代のいくつかの判例です。有名な判例はインターネットで捜せば見ることができます。私にとって文化史的に興味深いのは、そういう、ある意味では判決のお飾りとして使われているサンスクリットの原典、或いは原典からの解釈というものが、その判事が、先例法、イギリス的な先例法によって打ち出した裁決の結果にある重みを、伝統の重みを付けるために付けているように見えるからです。インドの伝統的な法の観念にのっとってこの判決が打ち出されていることを確認するという心情が反映されているのではないでしょうか。この種の判決文を呈示する裁判官のすべてがそのように意識しているかは判りません。判決文のなかでは論理構成の一部ではなく、装飾の一種、お飾りとしか感じられないダルマシャーストラなどの引用文章の存在は、イギリス植民地期以来のインド司法の歴史を考える時、なにか極めて象徴的なことのように思われます。

イギリス植民地支配の出発点、すなわちウォーレン・ヘースティングズに始まる司法制度の出発点では、インドの伝統的な法のあり方、生活、文化を体現するものとして、ダルマシャーストラの尊重が大きな比重を持っていました。そこから実際の法廷の判決を導き出そうという意図でもって、新法典編纂のプロジェクトが打ち出されました。

実際のインドにおける法制度の歴史のなかでは、当初に裁判官の補助職員として裁決の準備過程を支える役割を受け持った、ダルマシャーストラの専門家であるパンディットが、法廷の実務から次第に排除されてゆきました。イギリス的な、いわゆる先例法というものが判決に至る過程を支配していくようになるわけです。それにも拘らず、判決文のなかで機能的には無用としか思われないダルマシャーストラの句が綿々と引かれている。インドの裁判官のなかには、現在行われる法廷の判決も古来のダルマシャーストラの伝統に結び付いているという一種の仮想とでもいうべき何かを必要としているのではないかと感じて、私はとても興味深く思うのです。

最後になりましたが、イギリス植民地時代の初期に東インド会社の司法行政を確立させようとした人々にとって、彼らがインドの伝統法学の法典として重視し、格闘したダルマシャーストラとは何だったろうかという問題に少し触れておきます。これまでに名前を挙げた三人、ヘースティングズ、ウィリアム・ジョーンズ、コールブルックは、いずれも、ダルマシャーストラというものを、基本的には成文法、つまり法規範の体系として実務にそのまま適用しうる法であるという理解をしていました。

インドの伝統的な思考様式を担うパンディットにとっては、シャーストラとはそういう性格のものではないのです。シャーストラは、伝統的にインドで蓄積されてきたある技術を記述する性格の学問でした。伝統的なインドの学問体系にはさまざまな分野のものがあります。医学、建築学、天文学・数学、それから言語学、哲学、演劇論などですが、それらを総称してシャーストラといいます。ダルマシャーストラというのはそのようなインドの伝統的学問体系の一分野です。ただし、シャーストラの内容は、現実の慣習の記述でも、あるべき規範のいずれでもありません。いわば両者の混淆のようなところがあります。シャーストラは、法律書そのものではなく、実際の紛争解決のための判断の基準を打ち出している参考文献といった性格のものと理解すべきでしょう。

ダルマシャーストラの場合で言えば、その内容は正しい慣習、よい生き方の記述であるわけです。ただし、記述といっても、ディスコース一般にそうなのですが、客観的に全く無色の記述ということはあり得ない。記述の背後にはそれを呈示する人間がいるわけです。その人間のものの見方、価値観というものは必ずそこに反映されていく。ダルマシャーストラ、ダルマ文献の場合にはそれを編み出した階層、

ブラーミンですね。特に祭式に深く関与していて、その伝統から生み出された学問分野のひとつがダルマシャーストラです。

ダルマシャーストラを生み出した人々はブラーミン階層です。第一回の講義で話したことを振り返っていただきたいのですが、例えばアーパスタンバ・ダルマスートラの背景には、ブラーミンの中でも専門知識のうえで特化されたグループ、つまり祭式伝承集団です。ダルマスートラは彼らの間で行われている慣習を記述したものですが、その記述の背後に流れているものはその前提となる価値観です。何のためにこの記述があるのかというと、祭式に参与するための資格、つまり超越存在である神々と出会うために要請される心身の浄・不浄という問題が最大の関心事なのです。そういうものを背景にして、現実の慣習が打ち出されているわけです。

先の二回の講義で触れたことですが、法というのは現実にある慣習の全て、社会のすべての階層、すべての存在の慣習を記録したものではないということです。例えば、王が法を裁定する場合に、必ずインドの全体社会の中の部分社会、地域であれ、ジャーティ（カースト）であれ、血族（クラン）であれ、またあるいは、商業者集団、手工業者集団などの部分集団です。全体社会を構成しているそれぞれの部分集団にはそれぞれに確立された慣習がある。法行政というのは、それらに配慮し、それらを尊重しつつおこなっていかなければならないというのが、ダルマシャーストラのなかで強く打ち出されている視点だと思います。

そのことを背景にして考えてみると、インドのダルマシャーストラというものは、それ自体が法律そのものとして、法廷でそのまま適用されるような種類のものでは元々なかったのです。それが現実に適用されるためには、パンディットという存在、ダルマシャーストラの解釈技術を身につけて、シャーストラの規定を生きた現実のなかで適合させる存在が介在しなくてはならない。ダルマシャーストラを現実に適用するためには、パンディットの解釈というものがなくてはならない存在だったわけです。ダルマシャーストラを解釈するパンディットの解釈技術をイギリス人は気に入らなかったわけで、イギリス人は、結局、彼らを法廷から排除しました。

それは彼らの法に対する見方が、ダルマシャーストラの専門家であるパンディットの見方とまったく違っていたからです。つまりイギリス人が求める一貫した厳格な法適用よりは、パンディットは自分の持っているダルマシャーストラの知識を現実に適用する場合に柔軟な仕方で行う姿勢を重視したようです。結論を導くためには、その法廷で出されている争点と直接には関係がない背景の事情、つまり当事者間の関係の歴史、当事者が置かれている社会関係、当事者が所属する部分社会でのそれぞれのあり方などを考慮した上で最終的に裁定を出すわけです。これはたとえば、ちょうど村の中で世話役が紛争を解決する時の姿勢とちょっと似ている。彼はその紛争解決によって更に争いを拡大するような方向は取りたくない。たとえば当事者のあいだで公平な割り振りがもたらされる三方損などのように、当事者を含んだ社会関係の総体がうまく円滑に進行できるような形での裁決というものを出してゆく。ある意味で状況重視というか、現実に置かれている、対立している二者間の争点だけを取り出すのではなくて、そのバックグラウンド、社会のあり方、それから当事者の今までのあり方というものを総合的に考慮した上で裁定を下すわけです。社会人類学の調査で、現在のインドの農村で実際に紛争がどのように解決されるかを観察した報告があります。その事例を見ていると、昔の日本の村でどういうふうに紛争が解決されたかという過程とよく似ています。

例えばこの前ビデオで見たのですが、アフガニスタンの山岳地域、いわゆる部族地域の村の寄り合い、全員参加の会合の様子が写されていて、実に面白かったのですが、長老が問題を裁定していくのですが、全員一致で納得されないと最終裁定を行わない。全員一致とは皆が納得する形でしか決まらない

ので、徹底的に議論します。でもその時に、目先のことだけではなくていろいろな状況を考えに入れなくてはいけないと、長老がそういう話をしたのがとても印象的でした。都会は別として、地方での慣習のあり方というのは、まさに今のパンディットの紛争解決の基本的な姿勢と通じるところがあるのではないか。非常に柔軟で、事件が置かれているコンテクストというものをとてもよく考察した上で打ち出していく。つまり個人と個人の争点ではなくて、いわゆる部分社会全体というものを考えた上での、そういう争点の打ち出し方をしているのではないかというふうに見えてくるわけです。

そういうところから考えると、イギリス人の観点から見る法のあり方というもの、それから伝統的なダルマシャーストラを受け継いできたパンディットが法典を実際に適用する時の態度のあり方というのは、これは全く違う。そういう視点から見ると、イギリス人が、法廷事務官としてのパンディットは腐敗している、堕落しているという決めつけ方には偏見が含まれるのではないか。実際に賄賂で動く事務官もあったと思いますけども、問題のありかは基本的に違うんだと思うのです。記録に残っているイギリス人の視点では、当時のパンディットが裁決案を求める姿勢は堕落していて、同種の判例を無視して証拠と結論のあいだに一貫性が何もなく、法の安定への志向が認められない、無茶苦茶だとの判断のもとに、最終的には彼らを法廷から追放していく。そのことによって、インドの法廷審理のあり方は完全にヨーロッパ風になってしまう。

インドの文化伝統のなかで育まれてきたダルマシャーストラをどう見るかという視点において、そもそも、イギリス人が東インド会社による法廷を作った時からすでにずれが生じていたわけです。そのズレは、その後に法廷から現地の識者、伝統的な法学の専門家を排除することで決定的なものとなったように思います。二百年のイギリス植民地支配が終わり、インドが独立しました。現在インド人判事がインドの法廷審理を受け持っている。司法行政のありかたは基本的にはイギリスが残したシステムを引き継いでいるのだろうと思います。現在の時点で、植民地下の司法行政で起こったズレは完全には解消されていないのではないでしょうか。この問題を伝統と近代という問題の枠組みのなかに入れてみれば、これはインドだけではなくて、ヨーロッパ植民地勢力が支配を行った地域、植民地勢力が入らない日本でもそうだと思いますけれども、近代がグローバルに入って来て、その中で土着文明が持っていた伝統文化をどういうふうに評価してゆくかということの解決は、それぞれの伝統社会で異なった道を歩むことになりました。そういう視点からこのダルマシャーストラというものがインドの近代でどう扱われたかということを考えるのも意味があることかと思います。

今日はその問題提起という意味で、あまりまとまりはよくありませんでしたが、長い歴史をもつ文明で培われた土着の「法」の伝統に欧米の近代というものがぶつかった時に、いったい何が起こったのかという観点から今日のお話をさせていただきました。どうもご清聴ありがとうございます。

桂： どうもありがとうございます。大変謙遜しておっしゃられましたけれど、先ずは3名のヘースティングズ、ウィリアム・ジョーンズ、それからコールブルックのそれぞれの貢献と言いましょうか、植民地時代のインドにおいて法が確立されていくプロセスを大変丁寧にご説明くださいました。そして最後には伝統と近代について、今最後におっしゃったことは大変普遍性があると思いますが、大きな問題提起をされたのではないかと思います。それでは、少しお時間をいただきまして、フロアからご質問、ご意見がありましたらお聞きしたいと思います。志賀先生どうぞ。

志賀美和子： 井狩先生、非常に興味深く拝聴いたしました。イギリス植民地時代を司法という点から見た時に、イギリス植民地統治がインド社会に与えた影響としてのヒンドゥー法（Hindu Law, Hindu Code）は非常に重要な問題で、それを非常にクリアにご説明くださいまして、ありがとうございます。

ただ、私の理解不足ということもありまして、基本的なことかもしれないのですが、一点お伺いしたいと思います。本日先生がおっしゃったのは、ヘースティングズやウィリアム・ジョーンズがインドに導入しようとした法システムは、インドにはヒンドゥーの実定法というものがあるという前提のもと、それを設定して、それに則って裁判をするというシステムのはずだったと。しかしそれが実際にはうまく機能せず、その実定法で解釈の基となる文献を引き出してくるべきパンディットの解釈が、実定法に基づくものというよりは、現状や文脈に応じて解釈を変えるというもので、法の安定性という理念に合致しないとされ、現実的には結局判例法のようなイギリスの法律が導入されるようになっていったという内容だったと思います。このご説明からいきますと、ヘースティングズやジョーンズが想定していた実定法というものが現実に行われた場合は、その典拠はダルマシャーストラのような古い伝統的な文献になるわけですから、1700 年代、1800 年代、1900 年代の社会にそれが適用されるということになると、時代の変化に応じるのが難しくなると想定されるわけですよね。

反対に、先例法とか判例法を考えますと、現実に呼応する何らかの法的な根拠を持ってきて、それに応じて判断を下すということになるので、時代の変化に対応した判決が下されることになるはずだと思うのですが、ただ、判例を積み重ねる時に典拠となったのが、結局ジョーンズが編纂した The Digest of Hindu Law や、コールブルックが編纂した Mitākṣarā ということになりますと、結局は、こちらのシステムも古典に則った解釈の体系となるわけですよね。

そうしますと、実定法か、それとも判例法に則った法体系になるかという違いはありますけれども、現実としては、結局典拠は同じなのではないかと私には感じられます。つまり、インドに導入された司法制度は、それが実定法であれ、判例法であれ、バラモン的価値観を固定化して 1700 年代、1800 年代のインド社会に適用し、非常に硬直的な、現実社会との齟齬を生むような判決を生みだしたというふうに解釈できるのではないかと考えてしまったのですが、この解釈は正しいのでしょうか。この点を伺いたいと思います。

井狩： そうですね、ひとつはヘースティングズが打ち出した「法行政の指針」の中で、法のリストというものを出しました。それはかなり限定されたものだった。つまり、相続と婚姻と、カースト。ヒンドゥーの相続の場合は、実際の財産相続と同時に祖先儀礼の義務がその背景に絡んでいるところがあります。婚姻の場合で言えば、カースト集団の族内婚、族外婚というふうな関係が出て来ます。そういった主題に限定して、彼はダルマの主題リストというものを出しました。いわゆる民法の枠内に入る、それ以外の主題に関しては、比較的フリーな形で解釈できるのだと思います。ですから、今おっしゃられたことは、このリストの中にあるインドの伝統的な社会観、或いは宗教観に絡み合っている問題の場合には、ダルマシャーストラの規範に準じるかたちで法廷の裁決を行うことによって、ヒンドゥー社会の慣習に沿った解決に到達するだろうと期待できます。もしダルマシャーストラの規範に沿って判決を出していった場合、先例法も実際には裁判官は彼の参考資料として、当時使われていたダルマシャーストラ文献から集大成したようなテクストを使っていくわけですから、基本的に依拠するものは同じところになると思います。民法的な枠のなかで、いわゆる親族法に類するカテゴリーのものとそれ以外の主題とで法廷での扱いに違いがでてきます。そうすると、法廷の裁定を通して、ヒンドゥーの伝統的な価値観が反映される部分とそうでない部分とが組み合った形で続いていくことになります。

志賀： それでは、伝統的な価値観が反映される、例えばヘースティングズが設定した主題リストに限定してお伺いしますと、例えばパンディットが助言者として法廷にいた場合には、比較的柔軟な解釈がなされていたのが、判例法の体系になって、イギリス人が、ダルマシャーストラ、或いはそれに連なる典

拠に則って判例を下すようになった時、パンディットであればもっと柔軟に現状を重視していたのが、イギリス人が判事になって独自に固定的な解釈を下すことによって、より法の解釈が固定化したという事実は認められるでしょうか。そのことをお伺いしたいと思います。

井狩： 判例法になっていく時には、実際には先例の他にイギリス法での基準というのがありますね。衡平（equity）というのと、それから良心（good conscience）というものですが、ある意味では曖昧な、場合によっては判事の恣意的な判断になってしまうのかもしれない基準です。その部分は、事件の裁決に当たる判事の教養と関わるだろうと思います。この場合、イギリス人判事の判断とインド人のそれとは全く同じだろうか。微妙なところがあるでしょうが、「衡平」と「良心」という観念は本当にグローバルでしょうか。実際のところ、若干のニュアンスが違うのではないかという気がします。こういうところが、先ほど触れた状況の考慮、状況重視という姿勢に反映するのではないかということなんです。

例えば、今の先例法と伝統法というところで、最近読んだ判例の問題で言うと、先日の葛西先生の講演の時に質問を受けて例に出したのですが、相続を巡ってのある判決が最終的に最高裁まで控訴されることが何回か繰り返されています。最初の法定審理が 17 世紀だったのが、20 世紀の 1980 年代ぐらいまで同じ主題を巡って論争が繰り返される有名な事件になっています。訴訟の対象になった事件は、1526 年という昔になされた相続です。その相続が特殊にインド的な方法によっていた。つまり、長子相続の地域で、親に息子がいなくて正式には相続者がいない場合、娘に産まれた男の子、つまり孫の男子を自分の養子に指定して財産を継がせていくというものです。そういう規定、プトリカープトラ（息子に想定した娘の子）が、古典法典にあるわけです。判決で予想される判断の焦点は、要するに、16 世紀のその時点で、その慣行、イギリス人に理解できない慣行が実際にその地域で行われていたかどうかであるはずなのですが、判決では、そこは無視してしまって、その遥か以後にはそういう慣行はないということを根拠として、この特殊な相続を認めないという判例が確定する。先例が確立してしまうと、1980 年代の最高裁でも判例にもとづいて上訴が却下される。たとえば、16 世紀のその時点で、あるいはそれに近い時点で、その地域でかなり普及していたサンスクリットのダルマ文献があれば、その慣行が当時その地域にあったということの有力な証拠になるはずですが、議論はそういうことにはならなくて、こういう慣行は廃止されてしまったと決めつけてしまった。その元に戻って考え直すということはなく、以後に出た判決を積み重ねて先例に基づいて今回の上訴も却下するというのが最高裁の最後の判決になっています。ここにダルマシャーストラのパンディットがいたら何と言うだろうか。、私には非常に興味深いのですけれども、ただし、インドの古典テクストは、時代と場所を確定するのが非常に難しい。ですから、うまく結論を導けるかどうかもわからない。けれども、その判例の中ではそういう方向への努力は何もしていないという印象があります。先例という雲の中に全部隠してしまっているようなところがあります。

桂： よろしいでしょうか。

井狩： すいません、ちょっと中途半端になって……。

桂： また話に来てもらいますから。それでは長崎先生、宜しくお願いします。

長崎暢子： ちょっと法、裁判そのものではなくても質問してもよろしいでしょうか。私はあまり法律とか裁判というものに詳しくないのですが、先生のお話について、政治や民族運動という方向から疑問

に思うことを是非お聞きしたいと思います。

最初に、民族運動の指導者たちというのは、例えばガーンディーもそうですし、ネルー親子もそうですし、パテールもそうですが、非常に弁護士が多く、弁護士政治（ワキール・ラージ）などと言われました。国民会議派の中心的指導者たちには、どうしてこんなに弁護士が多いのだろうかと私は不思議に思いますが、なかなか難しい。みんな議論がうまいからだという単純なことから始まって、或いは官僚よりはもう少し自由だからだろうかとか、そういうこともいろいろ考えているのですが、しかしやっぱりそういう便宜的なこと以上に何かあるのではないかと思います。ダルマというものが、中心的に争われるような、そういう問題として潜在的にあるのだということも考えられますので、その辺のところを伺いたいなと思います。どうしてこんなに弁護士が多いのだろうかということについて、先生のお考えがあれば、お聞かせください。。

次に、ガーンディーという人も弁護士の資格を取って、最初南アフリカに渡って、一方では弁護士をしながら、段々政治運動に入っていきます。政治運動に入った後のガーンディーの法との関係で中心的なところは、結局イギリスの法というものが、もし自分たちが守れないような悪い法だったら、これは破るということです。破って、それを罰せられるという形でもって、自分たちが罰を引き受けようということを言い出すわけですよね。それがサッティヤーグラハであるわけです。非常に重要な法というものを守る立場の弁護士たちが、その法を破り、悪法には従えない、例えばローラット法がそうですけれども、そういう従わないというところにまで打って出ていくというところはすごいなと思います。そこで、そういう考え方というのは、ガーンディーとかインドの民族運動が考え始めたのか、それともダルマというか、そういう法自体の中にも、悪法が出て来た場合、悪法には従わないということを何か倫理的にサポートするような、そういう考え方があるのかなと思いました。これも結構私にとっては重大な問題であって、法の専門家の方に、これはどう考えたらいいだろうかとお聞きしたいです。先例として、よく引き出されるのは、ソクラテスの例ですね。ソクラテスが最後に毒杯を仰ぐという、それでもって、ソクラテスの先例を考えたのではないかということがよく言われますけれども、インドの伝統の中でそれが考えられないのかというのが、二つ目の質問です。

それから三番目は、法律という形、法という形にダルマを引き付けてお話になりましたが、やっぱりもう一つ、ガーンディーの場合はもっと倫理的なものを含めた形でダルマというものを考えているように思いまして、そうした側面というのは、結局イギリス時代にどういう形で認識されたり、受け入れられたり、或いは反発されたりしていたのだろうかという、その辺も教えていただきたいと思います。

井狩： 難しいですね。弁護士というのは、これはなぜか僕もわかりません。確かにイギリスに留学して、弁護士の資格を取って帰ってくる人が非常に多いですよね。私の記憶が正しいのかどうか、ガーンディーの場合、イギリスに行くのは誰か、親戚か誰かの援助で……。

長崎： 兄が助けますが、結局、留学もしないのでは食べていけないので、とにかくイギリスに行ったのでしょうね。お父さんはディーワーンだったわけですけど。

井狩： はい。

長崎： だからその、ポールバンダルとかその辺の小さい藩王国のディーワーンで、お父さんまでは、何とかやっていたけれど、もうお兄さんもやっていけないという状態になって、このまま食べていけないから、とにかくイギリスに行って、何か獲得してこようというわけです。あの人は元々バニヤですから、

バラモンではないので、ずっと先祖を辿れば商人だったという話ですよね。grocery だったとか言っていますから、別にどうしても弁護士にならなければいけないということはないけれど、ケンブリッジ大学やオックスフォード大学に入ることも考えたけど、お金がないので、一番短期間で資格が取れるというので、結局、インナー・テンプル法曹院というものに登録するわけです。そういう形で弁護士になったというふうに、自分では書いています。

井狩： そうですね。自伝を読むと、要は、「インドにいたのでは弁護士資格を取るのに 5 年ぐらいかかりそうだけど、イギリスに行ったら 2 ～ 3 年で取れるからその方がいいよ」と言われたというのでイギリス留学したというように読めます。なぜ弁護士になるかということの動機は自伝の中には直接には出て来なかったように思うのです。そこのところは私には判りません。

話をずらすようで申し訳ないのですけれども、ガーンディーが資格を取って、すぐにロンドンからインドに帰ってきて、ムンバイ（ボンベイ）で弁護士を開業する。最初の訴訟事件で大失敗するという話がありますね。その大失敗の理由というのは、要するに彼が学んできたイギリスの法学、おそらくイギリスのコモン・ローとローマ法が中心だったからではないかと思いますが、それがインドで最初に出会った実際の訴訟事件で何も役に立たなかったということです。それが南アフリカへ行くきっかけになったのだろうと思いますが、そこのところに私は興味を惹かれたのです。つまりイギリスで弁護士資格を取る勉強をしてきて、資格を取って帰ってきたけど最初は実務でうまく行かなかった。ここにはガーンディーの個人的な能力の問題とは違う問題があるように思うのです。つまり実際にインドで行われていた法廷の審理は、彼が学んできたことを直接に、そのまま使えるような場にはなっていなかったように思うのです。この点を長崎先生にお聞きしたいのですが。

長崎： 確かにインドではそうなので、彼は十分稼ぐことができません。ですが、南アフリカに渡るのは、ムスリムから自分が抱えている訴訟の弁護士を引き受けてくれと言われて渡るわけです。その訴訟は、ムスリムの親戚同士の何か財産争いみたいな話なのです。その結論の持っていき方というのが、先ほどの先生のお話と非常に類似しておりまして、つまり自分が裁判の弁護士としてやっていくうちに、自分の依頼人が勝つだろうというふうに思う一番大きい根拠は、とにかく裁判というものは、事実に基づいて事実を追求していく、結局事実に基づいているもの、事実というものは真実の一部であるという、その後のサッティヤーグラハに繋がっていくような、一番事実に基づいているものに法が味方するという、そういう確信を抱くに至るということが一つです。

もう一つは、結局弁護士の役目というものは、勝つか負けるかではなくて、双方を仲裁で和解させるところにあるという、もう一つの確信を抱きます。そして、とにかくどちらが勝っても莫大な賠償金を払わなければいけなくて、必ず破滅してしまうような事態に陥るだろうと考えて、両方の和解、仲裁を図る。これが弁護士の役割だと思うようになっていって、それでいつも和解の方に持っていくという、そういう技術を、彼はその後、割合展開していくわけです。そうしたことと、先ほどの先生のお話を結びつけてみますと、本当にその方がむしろインドの伝統にあったものなのかなと思った次第です。

井狩： 僕もガーンディーの自叙伝を読んで、親父さんがとても紛争の解決が上手だったので、その辺の能力をガーンディーも受け継いでいるのかなと思ったのです。小さな王国の首相というよりは顧問官というのがふさわしいような、国の中のほとんど全ての紛争の解決を任されていた存在だったのだろうと思うのですが、そういう時の紛争の解決の仕方というのを、どれだけガーンディーが直接に聞いたのか判りませんが、おっしゃる通りで、ガーンディーの紛争解決の基本的な姿勢には、何かそういう伝統

が生きているのかなと私も思いました。

それから法の問題、弁護士自体の問題は、私は単に弁護士になったら経済的にも実入りが良いし、社会的にも立場が良いぐらいにしか思っていなかったので、法を扱うということの意義までは私は考えませんでした。ただ、南アフリカで展開した非暴力不服従のサティヤーグラハの、サティヤ（真理）の問題ですね。このサティヤはダルマと密接に結び付いていると私は思っています。サティヤは「真理」と訳されますが、日常の生活を超越した真理という観点で、ダルマと共通したものがあるのです。それは先ほどおっしゃった、倫理観というのとどこかで結び付いているのではないかと思います。

ダルマとは、要するに、ヨーロッパ的に言えば、実定法ではなくて自然法と結び付く概念ですよね。つまり自然法というものは、現実の権力とは関係なしにあるべき真理であるという観点で言えば、超越した真理としてのダルマやサティヤは、同様のレベルで考えていいのではないでしょうか。弁護士の出発点で、ガーンディーは、法のダルマというのをそんなに考えていなかったとしても、南アフリカでの人権闘争のなかでダルマの本質というものをやっぱり考えざるを得なかったのではないかという印象を持っています。すみません、お答えになってなくて。

長崎： とんでもない。サッティヤの時にはまた皆様からお話を伺うのが楽しみなのですが、ガーンディー自身のサッティヤの説明は、サッティヤというのは、その語源はサットから来ていて、サットというのは being という意味です。だから being そのもの、実在と言うのか、いろいろな訳があるように思いますけれど、そこからやっぱりそれ以外に世界や真理というものは何もないという、そういう言い方で、being というものが最も根源的なものだという説明をガーンディーはしています。ですからそれについても、サッティヤについての講演会の時に是非皆様から教えていただきたいと考えております。

桂： ありがとうございます。中村先生。

中村尚司： 話題が、皆さん、大変難しいと思いますのは、多分日本人が裁判とか法について議論する仕方と、イギリス人やインド人の仕方には、すごい大きな距離があって、どちらかと言うと、イギリス法と言うか、実定法も自然法も含めてですけれども、割合インド人に馴染み易かったのではないか。我々日本人はなかなかそれがうまく掴み取れない。具体例を挙げますと、1977 年に私、早稲田の夜学で教えていて、学生が一人司法試験に合格して、朝鮮人だったのです。最高裁判所は「日本国籍を取ったら弁護士にしてやる、帰化しなさい。」本人は「朝鮮人として弁護士をやりたい。」で、随分揉めまして、早稲田の先生たちが動かないから、私が最高裁判所に何度か通いました。泉徳治さんという方が任用課長というのをやっていて、後で最高裁判所の判事になるし、勲章ももらう、なかなか立派な法律家で、「1976 年にイギリスのバリスターの試験で合格した弁護士の数は、イギリス国籍を持たない人の方が多いですよ」と申し上げた。「日本では一人もいないのは変じゃないですか」と言うと、「いや、それは、皆さん法律をご存じないからおっしゃるけれど、日本の法律というのとイギリスの法律というのはまるで違うのです。イギリスの法律は南アフリカでもマレーシアでもインドでも同じように扱える。でも、日本ではそういうふうになっていないのだ」とおっしゃる。で、僕は仕方がなくて、厚生省等へ行きまして、日本国籍を持たないお医者さんの数が何人いるか、二百数十名日本にいまして、それで泉徳治さんのところにまた行きまして、そのリストを出す。「弁護士も医者も同じ専門職なのに、どうして厚生労働省は認めているのか、確かめてから判断しろ。」と言いました。それで、ようやく朝鮮人弁護士が誕生するのです。

ところが日本で弁護士というのは、大体会社に雇われているか、役人です。アメリカ合衆国では、今でもよく言われますが、人口比で弁護士の数が、日本より 50 倍も 60 倍も多いとか。インドの新聞なんかを読んでいますと、イギリスの新聞でも同じですけれども、裁判に関する記事がやたらに多いけれど、日本はむしろ裁判になる前に一杯いろいろな臆測に基づくスキャンダラスな記事は出るけれど、あまり克明に裁判をフォローしようとか、そういう態度がないと思います。だから日本の法社会の現実の中で、我々は生きていて、イギリスとインドの関係についていろいろ考えようとするけれども、意外にこちらの距離の方が遠い。イギリスとインドの方が近いということはないかな、そんな感想を持ちながら伺っていました。インドには弁護士がたくさんいますよね。さっき長崎さんがおっしゃったように、民族運動の指導者って皆弁護士と言ってもいいぐらいになってしまうのは、日本のいろいろな運動のリーダー達がそうならないのとは、そもそもが法に対する態度が違うからではないか、そんな感想を持ちました。

井狩： ちょっとした経験に過ぎないのですが、インドの村で過ごした印象で言うと、何か揉め事が起こった時に、これを裁判にするのを嫌がる傾向があるという印象が強いのですけれど、都会と村ではまた違うのかも知れません。

中村： 私は逆にインドの農村を調査していまして、なぜどの農家も、どの農家も、裁判を抱えているのかと思いました。

井狩： そうですか。（笑）

中村： 裁判にものすごくお金を使っているんですよ。日本の農村調査をやって、先ず裁判をやっている農家に出会うことはないのです。インドは本当に裁判が多い。例えばバラモンは殴られたらすぐに殴り返さないで、克明に記録を取っているとか言います。それは笑い話ですけれども、とにかくすごく裁判が多い社会だという印象を持っています。

井狩： 認識を改めます。（笑）

桂： ありがとうございます。それでは時間も少し過ぎましたので、本日の講義をこれで終りたいと思います。（拍手）

＊ 本稿は、2010 年 12 月 2 日に龍谷大学大宮学舎で開催された、RINDAS2010 年度第 5 回伝統思想研究会の内容に加筆したものである。

参考資料（当日配布レジュメ）

ダルマの伝統とイギリス植民地統治の「法」の出会い

1. 植民地インドの成立と司法行政

1765 ムガール帝国からの東部地域徴税権の割譲。イギリス植民地経営の出発。
インド統治の体制。

Warren Hastings (1732-1818)　　ベンガル地域の「総督」(1772)。
"Plan for the Administration of Justice" (1772.8).
「 'dharmaśāstras は現地での紛争事件に普遍的に適用できる文書としての「実定法」」。
'dharma' の主題リスト：相続。婚姻。カースト。その他の宗教慣習（施設を含む)。

Collector（徴税単位地域の行政・司法の責任者　...　税徴収の執行と法廷の統括。
・Dewani 法廷：民事訴訟（ヒンドゥー法、ムスリム法）
証言供述書、文書証拠。
事務官：インド人助手：Dewan + 事務官としてのパンディットと Maulavi。
これらの事務官が適用されるべき法を「発見」する。(「成文法」を仮定)。
・Faujdari 法廷：刑法（ムスリム法)。Maulavi

"A Code of Gentoo Laws (*Ordinations of the Pundits*)*"* London 1776.
Original Sanskrit: Vivādāṃavasetu（パンディット 11 人によるシャーストラ文献からの法典編纂。一種の新しい Nibandha の作成）　Versions: Skt., Persian, English. 英語版（Halhead 訳）は東インド会社法廷で 19 世紀はじめまで用いられた。)
法廷で民事訴訟を扱うイギリス人判事のためのヒンドゥー法集成（インド社会の効果的な支配に役立つ知識集成作成プロジェクトの一環として土着の制度に適応するような「法」集成)。実際には各種の有名な法典類と注釈類からの抜粋で構成。

Hastings によって始められたシステムで、土着のダルマ識者の助言のもとに裁決をおこなう制度は、しかし、Hastings, W.Jones, Colebrooke などの文書化された実定法を生むことなく、英人判事はイギリスのような「判例法」のシステムを確立させてゆく。1864 法廷でのヒンドゥー法、ムスリム法の事務官制度が廃止。

Sir William Jones (1746-1794)　カルカッタ上級審（Crown Court）赴任（1783）　Asiatic Society of Bengal 創設（1784）
判事就任後に Ssnskrit を学習。
司法行政について基本的には Hastings と同様の見解。
「インドの法にイギリス法を用いるべきではない。すでに確立しているインドの法を用いることがベスト」

ヒンドゥー法とムスリム法の再確立（現状は堕落とみていたようだ ..「怪しげなパンディットと Maulavi の知識と解釈」!）

失われたほんものの規範テクストの確立をめざす ...「ヒンドゥー法とムスリム法の完全な要約集」作成プロジェクトのプラン 1787.（内容見出し、テクスト、翻訳、有力注釈）

東インド会社の援助のもとに編纂監督（1788-1794）。サンスクリット、アラビア語は 1794 には完成、英訳作業中に W. Jones の死。　英訳は T.Colebrook が引き継いで 1797 に完成。

"The Digest of Hindu Law on Contracts and Succession" Calcutta 1798.

現代に至るまでのインドの法行政を扱う専門家に大きな影響を与えることになった。

Henry Thomas Colebrooke (1765-1837) 1782 Calcutta の東インド会社着任。最初は財務担当、1794 以後法務に専任。1805　カルカッタ最高裁主席判事、1807 総督評議会メンバー、1814 隠退してイギリス帰国。Royal Astronomical Society, Royal Asiatic Society の創立に参加。

ヨーロッパの古典教養と数学への関心。(common law, Roman law のトレーニングを持たなかった)。

判事として Mirzapur（ビハール州）に赴任。(1795)。Banaras Hindu College でヒンドゥー法、宗教、芸術、諸科学の Skt 資料を蒐集。

インド法典の研究を通じて、W.Hastings, William Jones とは違った法典の性格を理解：

ダルマシャーストラは実体法、法規範であるよりはむしろ「訴訟法」に近いものと考えた。法廷の弁論技術、証拠の吟味の方法。ミーマーンサー学が提示する、権威ある文章（シュルティ）、シャーストラの文章から妥当とされる解釈を導出するさまざまな解釈技術を作りだした文献解釈学の法伝承との結びつき。

インド各地の異なった「法学派（Schools of Hindu Law)」の想定：　異なった地域では、同一のシャーストラから異なった解釈を引き出されていることに着目。多様な解釈はインドの各地の異なった歴史と文化の産物ではないか。

ふたつの学派：Dāyabhāga (Bengal) と Mitāksarā (Benares, Mithilā, Mahārāstra, Dravida). それぞれの（Cf.　イスラーム法におけるスンニ派とシーア派。）

H.T.Colebrooke, *Dāyabhāga and Mitākṣarā: Two Treatises on the Hindu Law of Inheritance*, Calcutta 1810

それぞれの地域伝承で諸文献の相対年代を確定したうえで、もっとも古い文献を確定したうえで歴史的な発展を跡づける考察ができるはずだという主張。

2. 古典ダルマ文献（ダルマスートラ、ダルマシャーストラ）の基本性格について

古代インドの基本法を策定するという試みは挫折、英国の法システムを導入。

古典ダルマ文献はその記述（法、規範）がグローバルに妥当するとは自称していない。Cf.　アーパスタンバ・ダルマスートラ（第一回資料参照)、マヌ法典、ヤージュニャヴァルキヤ法典（第二回資料参照)。法典（シャーストラ、スートラ）外の行動規制（ルール）がそれぞれの部分社会（地域、社会階層、職業集団、家系など）に存在し、それらを尊重すること。補完的なダルマが存在する多元社会の認容。中央権力はこれらのダルマを認めて部分社会の自律性を許容することのすすめ。

東インド会社期のイギリス人行政官、司法官の理解したダルマシャーストラと実際のシャーストラとのずれ。

RINDAS伝統思想シリーズは、人間文化研究機構現代インド地域研究推進事業の出版物です。

人間文化研究機構（NIHU）http://www.nihu.jp/sougou/areastudies/index.html
NIHU プログラム現代インド地域研究（INDAS）http://www.indas.asafas.kyoto-u.ac.jp/
龍谷大学現代インド研究センター（RINDAS）http://rindas.ryukoku.ac.jp/

RINDAS 伝統思想シリーズ 3
ダルマの伝統とイギリス植民地統治の「法」の出会い

井狩　彌介

2011 年 3 月 1 日発行　非売品

発行　龍谷大学現代インド研究センター
〒 600-8268　京都市下京区七条通大宮東入大工町 125-1
龍谷大学白亜館 3 階
TEL：075-343-3809　FAX：075-343-3810
http://rindas.ryukoku.ac.jp/

印刷　株式会社　田中プリント
〒 600-8047　京都市下京区松原通麩屋町東入石不動之町 677-2
TEL：075-343-0006

ISBN 978－4－903625－50－8

ISBN 978-4-903625-50-8